

その他の御意見

番号	御意見
1	<p>「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン(土木及び建築) 船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格(エレクトロリカルウェーブスペック)」及び「通信規格(トランスミッションスペック)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」における「トランスポンダー(中継器)」から成る「ファンクションコード(チャンネルコード及びソースコード)」のポート通信での「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIPサーバー(セッションイニテションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」におけるISPサーバーから成る「DNSサーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式(システムスペック)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「3G(第3世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP方式(GSM方式及びW-CDMA方式)」の構造。(イ)「4G(第4世代)」における「LTE方式(ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーキング)」の構造。(ウ)「5G(第5世代)」での「NR(New Radio)」における「MCA方式(マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。具体的には、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」の導入により、ITネットワークの構造。例えばですが、ファイアウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側(プロバイダー側) ルーター ファイアウォール スイッチ エッジ側(ユーザー側)」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。(イ)エッジコンピューティングでは、Web上における「URL(ユニフォームリソースロケーター)」での「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「API(アプリケーションプログラミングインタフェース)」に導入により、「HTTP通信(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS(HTTP over SSL/TLS)」の融合により、AIネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間(情報空間)」及び「フィジカル空間(物理空間)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー(メールサーバー、Webサーバー、FTPサーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント(中継点)」での「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」が主流な構造。(イ)「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」が主流な構造。要約すると、「ボット(機械における自動的に実行する状態)」による「DoS攻撃」及び「DDoS攻撃」でのマルウェアにおける「C&Cサーバー(コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN(ローカルガブメントワイドエリアネットワーク)」を導入した「EC(電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP</p>

	<p>(ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知(ディテクション) 分析(アナライズ) 対処(リアクションメソッド)」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。</p>
2	<p>IAEA 自体に非常に不信感があります。 国際基準とは思えません。 なぜ日本の甘い基準を許すのでしょうか？ 原発自体、もう要りません。 実際稼働している原発はひとつだけ。 それでも何も影響ありません。 新たに作る必要もありません。 原発そのものが危険すぎるからです。 福島から学んでください。</p>
3	<p>以下、意見を行う。</p> <p>以下、「平成二年科学技術庁告示第五号及び平成二年科学技術庁告示第七号の一部を改正する告示(案)」について意見を行う。</p> <p>> 別表第一 平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部改正に関する表</p> <p>> 3条3項</p> <p>法人についての記述については、法人番号についても記載を行わせるべきであるとする。</p> <p>(テロなどについても対象となる可能性のある放射性物質の管理においては、法人番号による完全なる一意特定性がある方がより適切と考える(また法務省登記に依らずに、国及び地方公共団体からもなるべく迅速に多くの情報を収集出来るようにしておくべきであるとする。)。なお、関係する省庁やあるいは地方公共団体、捜査機関、裁判所、また市民・オンブズマン等にとっても法人番号の記載は望ましいものであるため、法人番号について記載されるようにされたい。)</p> <p>> 別記様式各種</p> <p>法人の場合の法人番号の記載欄について設けられたい。放射性物質の管理に関して、法人番号の提出は行わせるべきである。</p>

> 別表第二 成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部改正に関する表

> 2条3項

上で記述したのと同じく、法人についての記述については、法人番号についても記載を行わせるべきであると考えます。

> 別記様式各種

法人の場合の法人番号の記載欄について設けられたい。放射性物質の管理に関して、法人番号の提出は行わせるべきである。

なお、全体的に、技術的内容としては、より適切なものになっているのではないかと考えました。

意見は以上である。